

さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者が就業等のため、自動車運転免許を取得することに対し、当該免許の取得に係る費用の一部を助成することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 自動車運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自動車運転免許を取得しようとする身体障害者で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 道路交通法第96条の規定による自動車運転免許試験の受験資格を有する者
- (2) 自動車運転免許の取得により、収入の向上又は就業に有利になる等その更生が見込まれる者
- (3) 教習期間が終了した月の属する年の前年の当該身体障害者の属する世帯の所得税額が929,400円以下であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の基準額の欄の額と対象経費の欄の実支出額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、自動車運転免許取得費支出証明書（様式第2号）、自動車

運転免許取得報告書（様式第3号。自動車運転免許を取得した者に限る。）及び障害者の属する世帯の課税状況を証明する書類を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査の上交付の可否を決定し、身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付・却下決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

基 準 額	対 象 経 費
180,000円	都道府県公安委員会が指定する自動車教習所において、教習を受けるために要する入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料及び受験料の合計額

様式第1号（第5条関係）

身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者

住 所

氏 名 ㊞

個人番号

電話番号 ()

生年月日 年 月 日 (歳)

次のとおり、身体障害者自動車運転免許取得費補助金の交付を受けたいので申請します。

補助金交付申請額 円

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付すること

世 帯 員	氏名		続柄		個人番号	
	氏名		続柄		個人番号	
	氏名		続柄		個人番号	
	氏名		続柄		個人番号	
	氏名		続柄		個人番号	

様式第2号（第5条関係）

身体障害者自動車運転免許取得費支出証明書

住 所 さいたま市
氏 名

経費の種類	支 出 金 額	積 算 内 訳
入 学 金	円	
実技教習料	円	教習時限 教程
学科教習料	円	教習時限 教程
技能検定料	円	受験回数 回
学科試験受験料	円	受験回数 回
その他の経費	円	
計	円	
教 習 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

上記のとおり、当教習所において教習を受けたことを証明します。

年 月 日

教習所の住所
教習所の名称
教習所長



様式第3号（第5条関係）

身体障害者自動車運転免許取得報告書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住 所
氏 名

㊟

次のとおり身体障害者自動車運転免許を取得したので、関係書類を添えて報告します。

取得者氏名	
生年月日	昭平 年 月 日生 (歳)
手帳番号 等 級	県 第 号 級 種
運転免許証 番 号	第 号
運転免許証の写し	別紙添付
備 考	

様式第4号（第6条関係）

身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付・却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申請のあった身体障害者自動車運転免許取得費補助金については、次のとおり交付・却下決定したので通知します。

1 交付決定	交付番号	第 号
	補助金交付額	円
2 却下決定	(理由)	
3 備考		

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）

- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）